

令和4年第2回
山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会

会 議 録

令和4年10月27日 開会

令和4年10月27日 閉会

山梨県後期高齢者医療広域連合議会

目 次

○招集告示

第7号（10月20日）

○応招議員	1
○不応招議員	1
○議事日程	2
○会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のため出席した者	3
○事務局職員出席者	3
○開会	3
○諸般の報告	3
○広域連合長あいさつ	3
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定について	4
○広域連合議会運営委員会委員の選任について	4
○認定第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
○認定第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
○発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
○発委第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
○議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
○議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
○議決事件の条項、字句等の整理	17
○閉会	17
○会議録署名	18

令和4年第2回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会

山梨県後期高齢者医療広域連合告示第7号

令和4年第2回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年10月20日

山梨県後期高齢者医療広域連合長 山下 政樹

記

- 1 期 日 令和4年10月27日(木) 午後2時00分
2 場 所 山梨県自治会館 1階 講堂

【応招・不応招議員】

応招議員(23名)

1番	深沢	健吾	2番	渡辺	利彦	3番	鈴木	孝昌
4番	土屋	裕紀	5番	藤本	実	6番	木内	吉英
7番	村松	三千雄	8番	齊藤	功文	9番	金丸	寛
10番	河野	智子	11番	遠藤	美智子	12番	相沢	俊行
13番	山本	六男	14番	高尾	貫	16番	山下	利彦
17番	遠藤	高芳	18番	小林	和良	19番	田中	博愛
20番	白井	勝光	21番	藤江	雅江	24番	三浦	雄一郎
26番	木下	善満	27番	嶋崎	義人			

不応招議員(4名)

15番	米山	久志	22番	渡邊	喜久一	23番	羽田	彌壽彦
25番	倉沢	鶴義						

令和4年第2回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会

議事日程（第1号）

令和4年10月27日（木）午後2時00分開会

- 日程第1号 会議録署名議員の指名
- 日程第2号 会期の決定
- 日程第3号 山梨県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について
- 日程第4号 認定第1号 令和3年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5号 認定第2号 令和3年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6号 発委第1号 山梨県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第7号 発委第2号 山梨県後期高齢者医療広域連合長専決処分事項の指定の一部改正について
- 日程第8号 議案第9号 令和4年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）
- 日程第9号 議案第10号 令和4年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

日程第1～日程第9まで議事日程と同じ

出席議員（23名）

1番 深沢 健吾	2番 渡辺 利彦	3番 鈴木 孝昌
4番 土屋 裕紀	5番 藤本 実	6番 木内 吉英
7番 村松 三千雄	8番 齊藤 功文	9番 金丸 寛
10番 河野 智子	11番 遠藤 美智子	12番 相沢 俊行
13番 山本 六男	14番 高尾 貫	16番 山下 利彦
17番 遠藤 高芳	18番 小林 和良	19番 田中 博愛
20番 白井 勝光	21番 藤江 雅江	24番 三浦 雄一郎
26番 木下 善満	27番 嶋崎 義人	

欠席議員（4名）

15番 米山 久志	22番 渡邊 喜久一	23番 羽田 彌壽彦
25番 倉沢 鶴義		

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

広域連合長	山下 政樹	代表監査委員	渡邊 龍雄
事務局長	尾形 武徳	事務局次長	越山 茂樹
業務課長	金子 智奈美	会計管理者	山本 恵美
庶務担当リーダー	有泉 いづみ	資格管理担当リーダー	小俣 覚
給付担当リーダー	神谷 智則		

事務局職員出席者

書記長 雨宮 幸司 書記 望月 あかね 書記 渡辺 晃志

【開 会】

開会 午後2時00分

●議長（藤本実）

ただいまから、「令和4年第2回 山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会」を開会いたします。議員定数27人のうち、本日の出席議員は、23人でございます。よって、地方自治法第113条の規定による過半数の定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

【諸般の報告】

●議長（藤本実）

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。日程に入ります前に、ご報告申し上げます。15番 米山久志議員、22番 渡邊喜久一議員、23番 羽田彌壽彦議員、25番 倉沢鶴義議員より欠席の届けがありました。

次に、地方自治法 第235条の2第3項及び199条第9項の規定に基づく、監査委員からの例月出納検査の報告はお手元に配布のとおりです。議案説明のため、地方自治法 第121条の規定により、広域連合長以下、関係職員の出席を求めました。以上で、諸般の報告を終わります。

【広域連合長あいさつ】

●議長（藤本実）

ここで、山下広域連合長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。
『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（藤本実）

山下広域連合長。

○広域連合長(山下政樹)

議員の皆様方におかれましては、公務ご多忙の中、令和4年第2回 山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会の出席を賜りまして、心から感謝申し上げます。

さて、後期高齢者医療を取り巻く環境といたしましては、少子高齢化に伴い、令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上の高齢者となり始める中、現役世代の負担上昇を抑

えながら、全ての世代の方々が、安心できる社会保険制度を構築することが重要であります。このような状況を踏まえ、令和3年度の通常国会において、医療保険制度における給付と負担の見直しと、予防・健康づくりの強化・構築をすることを目的として、健康保険法等の一部改正をする法律が成立いたしました。この法律により、令和4年10月1日から75歳以上の方で一定以上の所得がある方の医療費の窓口負担割合が1割から2割に変更されました。また、その影響を緩和するため、窓口負担割合が2割となる方の外来受診の負担増加額を月3千円までに抑える配慮措置がとられております。そして、本年度、8年間据え置かれていた保険料率においても見直しを行ったところでございます。今後の保険運営に関しましては、様々な情勢の変化に対応すべく、国の動向を見据えながら、各市町村と緊密に連携を図り、より一層の健全な運営に努めてまいります。

高齢者の健康増進については、国の計画である「健康日本21」では、各種保健事業の効率的・一体的事業実施の推進を、また、健康寿命延伸プランで令和6年度までにすべての市町村において展開することが求められています。県内では先駆けて、昨年より、笛吹市・甲州市において「保健事業と介護予防の一体的な実施」について、実施していただいたところでございますが、本年度新たに8市町で実施されております。完全実施まで実質2年を切る中、県及び関係機関の協力を得ながら、残り17市町村で事業が実施できるよう、各市町村と連携し取り組んでまいります。

本日は、令和3年度決算の認定など計4議案を提案し、また、2議案を議会運営委員会から発議いただいております。

何とぞ十分にご審議をいただき、ご決定を賜りますよう、お願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

【会議録署名議員の指名】

●議長（藤本実）

それでは、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、4番 土屋裕紀議員、19番 田中博愛議員を指名します。

【会期の決定について】

●議長（藤本実）

次に、日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長（藤本実）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

【山梨県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について】

●議長（藤本実）

次に、日程第3「山梨県後期高齢者医療広域連合 議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。議会運営委員会委員の選任は、委員会条例第4条の規定により、議長において指名いたします。17番 遠藤高芳議員を指名いたします。

お諮りいたします。ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長（藤本実）

ご異議ございませんので、よって、ただいま指名いたしました、遠藤高芳議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

【日程第4 認定第1号】

●議長（藤本実）

次に、日程第4、認定第1号「令和3年度山梨県後期高齢者医療広域連合 一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。審議に先立ち、監査委員から決算審査結果について、意見書の報告を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（藤本実）

渡邊龍雄代表監査委員。

○代表監査委員（渡邊龍雄）

代表監査委員の渡邊でございます。令和3年度決算審査の結果について報告をいたします。

審査は、令和4年8月22日午後1時30分より、広域連合事務室において行いました。審査にあたっては、地方自治法第233条第2項の規定により、広域連合長から提出された、歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書が、それぞれ関係法令に準拠して作成されているか、決算の計数に誤りがないか、予算は適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼をおき、関係諸帳簿及び諸書類と照合しながら実施したところでございます。審査に付された歳入歳出決算書及び証書類その他政令で定める書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は、関係諸帳簿及び証書類と照合した結果、正確であると認められました。また、予算は適切かつ効率的に執行されているものと認められました。意見としましては、次のとおり提出をいたしました。お手元の資料1-1別冊、決算審査意見書の最終8ページをご覧ください。

一般会計及び後期高齢者医療特別会計の事務費財源については、その多くが市町村からの負担金によるものであるため、市町村の負担軽減を図る意味でも、引き続き経常経費の節減に取り組まれない。

令和3年度保険料の収納率については、前年度に引き続き向上しており、各市町村が収納対策への取組み強化に努めた結果であると考えられる。今後も被保険者の状況に留意しつつ、負担の公平性の観点からも市町村と連携した収納対策に努められたい。

高齢者の医療費については、令和3年度の被保険者数が0.104%の減少であったのに対し、一人当たりの医療費は3.73%の増加となっている。この要因として、新型コロナウイルス感染症の影響等により、令和2年度の医療費が減少していた反動によって増加したことなどが考えられるが、生活習慣病の増加や医療の高度化に加え、令和4年度以降は団塊の世代が被保険者となりはじめることから、今後も医療費の増加が予測される。医療費の伸びを抑制し、また適正化を図るためにも、レセプト点検の強化やジェネリック医薬品の利用促進のほか、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施など、健康保持増進に資する保健事業の推進に努められたい。

令和3年度には、平成26年度から8年間据え置いてきた保険料率について、令和4・5年度の保険料率を必要最小限の範囲で改定した。また、令和4年10月以降には後期高齢者医療の被保険者のうち、一定の所得がある人の医療費窓口負担割合が、1割から2割に引き上げることとなる。広域連合は、医療保険者としてより一層の責任と役割を

担い、安定的かつ持続的な制度運営を行うことが求められる。引き続き被保険者が安心して適切な医療を受けられるよう、国や県、市町村と緊密に連携を図り、効果的・効率的な事務執行と組織運営に取り組むとともに、今後も規律ある財政運営がなされるよう努められたい。以上の意見を提出いたしました。

●議長（藤本実）

監査委員から監査結果の報告が終わりました。引き続き、認定第1号「令和3年度山梨県後期高齢者医療広域連合 一般会計 歳入歳出決算の認定について」事務局に説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（藤本実）

尾形事務局長。

○事務局長（尾形武徳）

まず、認定第1号「令和3年度山梨県後期高齢者医療広域連合 一般会計 歳入歳出決算の認定について」であります。地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものであります。

内容につきましては、越山事務局次長からご説明申し上げます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（藤本実）

越山事務局次長。

○事務局次長（越山茂樹）

それでは、令和3年度 一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。資料1 歳入歳出決算書をご用意ください。事項別明細書によりご説明します。8～9ページをお開きください。

歳入についてご説明します。調定額と収入済額は、同額となっております。収入済額でご説明します。1款 分担金及び負担金は、5億2,338万4,973円であります。内容といたしましては、事務費 共通経費負担金として、構成27市町村から5億2千万円、広域連合専用のシステム端末の追加設備分として12市町村から338万4,973円を納入していただいたものであります。2款 財産収入1,711円は、財政調整基金の利息分であります。3款 繰入金はございません。4款 繰越金2,775万2,293円は、前年度からの繰越金であります。5款 諸収入28,889円は、普通及び定期預金の利子及び雑入であります。以上、歳入合計は、予算現額5億5,116万7千円に対し、収入済額5億5,116万7,866円となっております。

次に、歳出についてご説明いたします。10～11ページをお開きください。支出済額でご説明します。1款 議会費は、120万385円となっております。令和3年度は、定例会を2回、全員協議会を1回開催しました。主な支出は、議員27名の報酬及び会場借上げ料であります。次に、2款 総務費・1項 総務管理費・1目 一般管理費の支出は、1億6,172万3,306円となっております。

備考欄をご覧ください。この、下線が引いてある1目 一般管理費につきましては、その下の01 一般管理事務から13ページの05 情報管理事務の5つの事業に分けて記載しておりますのでそちらで説明させていただきます。11ページにお戻りください。01 一般管理事務事業は、広域連合の職員の給与負担金や事務的経費です。

1億4,288万1,566円を支出しております。主なものとして、3節 職員手当等381万4,112円は、派遣職員の通勤手当や時間外勤務手当などです。

10節 需用費71万7,901円は一般消耗品、印刷製本費などです。13節 使用料及び賃借料201万7,729円は、会場借り上げ料、コピー機等機器借上げ料や、システムリース料などです。18節 負担金、補助及び交付金1億3,617万2,884

円は、派遣職員20名分の給与等負担金などです。派遣職員の給与は各市町村で支払いをしていますが、その費用については、全額を各市町村に支払っています。02 文書管理事務事業は、情報公開・個人情報保護審査会及び文書管理に要する経費です。112万3,092円を支出しております。

12～13ページをご覧ください。主なものとして、11節 役務費15万463円は、郵送料など通信運搬費です。12節 委託料96万1,400円は、例規集の更新データ作成業務委託です。03財務管理事務事業は、財務会計及び公会計システム運用に要する経費です。175万8,000円を支出しております。主なものとして、12節 委託料22万円は公会計システム保守委託料です。18節 負担金、補助及び交付金142万8,000円は、市町村共同利用財務会計システム負担金です。04 財産管理事務事業は、広域連合の施設や公用車の財産管理に要する経費です。756万2,592円を支出しております。10節 需用費79万3,597円は、公用車2台の燃料代、事務所の電気料であります。11節 役務費43万5,587円は、電話料など通信運搬費です。13節 使用料及び賃借料617万4,348円は、自治会館事務室借上料、公用車リース料などあります。17節 備品購入費15万9,060円は、事務用椅子、シュレッダーの購入費であります。05 情報管理事務事業は、広域連合の内部情報系システムに要する経費です。839万8,056円を支出しております。12節 委託料290万4,000円はグループウェア・内部ネットワーク保守委託などあります。13節 使用料及び賃借料549万4,056円は、内部情報系パソコン及びサーバーのリース料などあります。2款・1項・2目 公平委員会費及び次のページの2款・2項・1目 選挙管理委員会費は、支出はありません。2款・3項・1目 監査委員費20万9,736円は、監査委員2名の報酬及び費用弁償であります。4款 諸支出金・1項 基金費・1目 財政調整基金費2,775万3,711円は、財政調整基金への積立金です。5款 予備費は使用していません。

以上、歳出合計は、予算現額5億5,116万7千円に対し、支出済額5億1,390万9,816円であり、不用額は3,725万7,184円であります。以上が、事項別明細書による説明であります。

引き続き、一般会計の実質収支に関する調書であります。18ページをお開きください。歳入総額5億5,116万7,866円、歳出総額5億1,390万9,816円、歳入歳出差引額は、3,725万8,050円となっております。翌年度へ繰り越すべき財源はありません。実質収支額は、3,725万8,050円となっております。プラス要因は、令和3年度から、標準システム更新に備え、市町村負担金を2千万円増額していただいたことや、通信運搬費・委託料の支出が予定より少なく済んだことによる特別会計への繰出し金が削減できたことが要因です。以上が、令和3年度 山梨県後期高齢者医療広域連合 一般会計歳入・歳出決算の内容であります。

引き続き、53ページからの財産に関する調書の説明をさせていただきます。内容につきましては、54～55ページをお開きください。1 公有財産はありません。55ページの中ほど、2 物品につきましては、レセプト保管用平行移動書庫一式と、公会計システムとなっております。令和3年度の増減はありません。3 債権はありません。4 基金であります。⑴の財政調整基金は、前年度末現在高8,491万5千円、決算年度中 増減高は2,775万4千円の増、決算年度末現在高1億1,266万9千円となっております。⑵後期高齢者医療給付基金は、前年度末残高18億967万8千円、決算年度中 増減高は、16億1千889万6千円の減、決算年度末現在高は、1億9千78万2千円となっております。⑶保健事業等支援基金は、前年度末残高9千149万8千円、決算年度中増減高は、2千981万6千円の増、決算年度末現在高1億2千131万4千円となっております。以上が財産に関する調書であります。ご

審議のほどよろしくお願いいたします。

●議長（藤本実）

事務局の説明が終わりました。ただいまから、認定第1号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「質疑なし」の声』

●議長（藤本実）

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結し討論に入ります。討論はございませんか。

『「討論なし」の声』

●議長（藤本実）

討論なしと認めます。よって、討論を終結し、採決いたします。

認定第1号「令和3年度山梨県後期高齢者医療広域連合 一般会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり可決することに、賛成の議員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって「認定第1号」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第5 認定第2号】

●議長（藤本実）

次に、日程第5 認定第2号「令和3年度山梨県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（藤本実）

尾形事務局長。

○事務局長（尾形武徳）

認定第2号「令和3年度山梨県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものであります。内容につきましては、金子業務課長からご説明申し上げます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（藤本実）

金子業務課長。

○業務課長（金子智奈美）

引き続き、特別会計を決算書で説明させていただきます。特別会計は医療の給付に関する収支が主なものとなります。資料1 決算書の19ページからが特別会計になりますが、22・23ページ歳入の歳入合計をご覧ください。

予算現額1,079億5,661万8千円、調定額1,088億6,076万7,603円、収入済額1,088億4,986万6,887円、不納欠損額68万3,641円、収入未済額1,021万7,075円となります。10款 諸収入・3項 雑入に不納欠損額と収入未済額がありますが、不納欠損額は、医療費の返納金の未納分で請求権の時効を迎えたものになります。収入未済額は、交通事故等の加害者請求分の第三者納付金と、被保険者の所得更正等に伴う医療費の返納金の未納分です。なお、全体で予算現額と収入済額を比べると8億9,324万8,887円上回りました。これは、市町村支出金、支払基金交付金、繰入金などは下回りましたが、国庫支出金、県支出金、諸収入などが上回ったためです。

次に、決算書24・25ページ歳出、一番下の歳出合計をご覧ください。予算現額1,

079億5,661万8千円、支出済額1,063億4,147万5,681円、不用額16億1,514万2,319円となります。不用額は、療養給付費や高額療養費等の保険給付費が15億1,649万7,712円、予定を下回ったことが大きな要因です。詳細につきましては、主に決算書の事項別明細書で説明しますが、被保険者13万人、かつ予算規模では1千億円以上という状況であるため、すべての項目について詳しく説明する時間がないので、歳入については、節において収入済額が1億円を超える所を主に説明させていただきます。なお、28ページから35ページの1款から9款までは調定額と収入済額が同額になっておりますので収入済額のみで説明します。備考欄に節の主な内容等を記載してありますので、ご参照ください。

28・29ページをお開きください。1款 市町村支出金1項市町村負担金は、医療の給付に係る市町村の負担金です。1目・1節 保険料等負担金77億7,531万70円は、各市町村で収納した保険料相当額です。2目 療養給付費負担金・1節 現年度分81億3,941万2,719円は、療養給付費の1/12分に当たる市町村が負担すべき定率負担分です。3目・1節 保険基盤安定負担金20億5,024万9,557円は、保険料の均等割軽減の財源であり、備考欄の県3/4分の15億3,768万7,160円は、一旦市町村で受入れ、市町村の1/4分、5億1,256万2,397円と併せて負担することになっております。2款 国庫支出金は、医療の給付に係る国の負担金と補助金です。1項 国庫負担金・1目 療養給付費負担金・1節 現年度分258億1,394万8,353円は、国が負担すべき定率負担分で、療養給付費の3/12分に相当する額になります。2目 高額医療費負担金・1節 現年度分5億1,359万5,249円は、高額な医療費の発生による広域連合の財政リスクを緩和し、財政の安定化を図るため、レセプト1件当たり80万円を超える医療費のうち保険料と調整交付金に係る部分の1/4分を国が負担するものです。2項 国庫補助金・1目・1節 調整交付金92億7,607万1千円は、各広域連合間の財政力不均衡を調整するもので、医療給付費の概ね1/12分が交付されます。普通が91億2,968万4千円、特別が1億4,638万7千円となっております。

30・31ページをお開きください。3款 県支出金は、医療の給付に係る県の負担金と補助金等であります。1項 県負担金・1目 療養給付費負担金・1節 現年度分82億9,823万2,200円は、療養給付費の1/12分に当たり、県が負担すべき定率負担分です。2目 高額医療費負担金・1節 現年度分5億1,359万5,249円は、高額な医療費の発生による広域連合の財政リスクを緩和し、財政の安定化を図るため、レセプト1件当たり80万円を超える医療費のうち保険料と調整交付金に係る部分の1/4分を国と同様に県が負担するものです。

32・33ページにまたがりませんが、4款 支払基金交付金は、現役世代からの支援金で、給付費用の4/10相当額にあたります。この交付金は、全国の各医療保険者から集めた現役世代負担分を各都道府県の医療費に基づき、支払基金が広域連合に交付するもので、1項 支払基金交付金・1目 後期高齢者交付金・1節 現年度分418億8,247万4,763円で、備考欄にもありますが、前年度分返還額7億923万3,237円を相殺してあります。次に7款 繰入金は、1項・1目 一般会計繰入金・1節 事務費繰入金3億2,302万2,678円は、市町村からの事務経費の負担金になります。一旦一般会計で受け入れたものを、特別会計へ繰り出します。2項 基金繰入金・1目・1節 後期高齢者医療給付基金繰入金16億1,892万円は、後期高齢者医療の年度間の財源を調整し、財政の適正かつ健全な運営に資する目的で設置した基金で、保険料で充てるべき後期高齢者医療給付に要する費用等の財源に充てるため繰り入れたものです。

次ページにまたがりませんが、8款 繰越金1項・1目・1節、23億4,220万9,

136円は、令和2年度繰越金です。備考欄のとおり令和2年度に概算で交付された国・県等返還額分23億1,239万4,973円が含まれております。

10款 諸収入は、延滞金、加算金及び過料、預金利子、雑入です。3項 雑入・1目 第三者納付金・1節 現年度分1億4,597万4,270円は、交通事故等の第三者行為に係る医療費について加害者からの納付金となります。件数は116件でした。

36・37ページをお開きください。歳入合計は、予算現額1,079億5,661万8千円、調定額1,088億6,076万7,603円、収入済額1,088億4,986万6,887円、不納欠損額68万3,641円、収入未済額1,021万7,075円となります。

38・39ページをお開きください。歳出についても、節において支出済額が1億円を超える所を主に説明させていただきます。備考欄に節の主な支出項目を記載してありますので、ご参照いただきたいと思います。1款 総務費・1項 総務管理費・1目 一般管理費は、運営に係る事務経費であり、12節 委託料 2億2,441万5,754円です。

40・41ページをお開きください。備考欄10. 国保連合会委託事務が主なものとなっております。2款 保険給付費は、被保険者に対する医療費等で、給付費用になります。審査支払手数料以外は18節 負担金補助及び交付金です。1項 療養諸費・1目 療養給付費969億1,107万7,785円は、入院、外来、歯科等の給付費です。

42・43ページをお開きください。2目 訪問看護療養費・5億2,968万5,367円で件数は7,460件です。5目 審査支払手数料・11節 役務費 2億9,458万3,852円は、国保連合会に委託している審査支払に係る費用です。1件82円で、件数は359万2,486件です。6目 療養費 9億5,307万4,892円は、補装具、柔道整復等の給付です。支払件数は6万5,263件です。2項 高額療養諸費・1目 高額療養費 42億9,707万7,489円は、窓口で支払う自己負担分が、所得に応じて定められた自己負担限度額を超えたものについて給付するもので、19万9,478件です。2目 高額介護合算療養費 1億668万4,305円は、後期高齢者医療制度と介護保険制度の両方に支払っている一部負担金分の1年間の合計額が一定の負担額を超えたものについて給付するもので、支給件数は8,832件です。44・45ページにまたがりませんが、3項 その他医療給付費・1目 葬祭費 3億8,965万円は、被保険者の死亡に対し、葬祭を行う者に、葬祭費として5万円を給付するものです。給付件数は7,793件です。

46・47ページをお開きください。7款 諸支出金・1項 償還金及び還付加算金は、国・県への償還等の支出金と保険料を還付するときの加算金であり、2目 償還金・22節 償還金、利子及び割引料 22億8,784万583円は、令和2年度の療養給付費等の精算に伴う返還金で国庫支出金分が22億1,239万8,753円、県支出金分7,544万1,830円となります。48・49ページをお開きください。歳出合計の予算現額1,079億5,661万8千円、支出済額1,063億4,147万5,681円、不用額16億1,514万2,319円となります。

52ページ実質収支に関する調書をご覧ください。歳入総額1,088億4,986万6,887円から歳出総額1,063億4,147万5,681円の差引額25億839万1,206円が実質収支額になります。

以上が令和3年度山梨県後期高齢者医療 特別会計歳入歳出決算の詳細となります。よろしくお願いたします。

●議長（藤本実）

事務局の説明が終わりました。これより認定第2号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（藤本実）

14番高尾議員。

●14番議員（高尾貫）

市川三郷町の高尾でございます。34ページの諸収入の関係で教えていただきたいのですが、雑入の第三者納付金について、先ほどのご説明で件数は116件とのことでしたが、この件数は推移としてはここ2・3年において増加傾向にあるのか、あるいは前年と同様程度なのか、わかれば教えていただきたいです。もう一点、返納金の部分で発生原因について教えていただきたいです。よろしくお願いします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（藤本実）

金子業務課長。

○業務課長（金子智奈美）

第三者納付金についてですが、手元に資料がないため詳しい数字についてお答えできませんが、増加傾向にあると記憶しています。

返納金の内容についてですが、給付において、当初1割で医療を受けられた方が、修正申告したことにより所得が増えた場合、3割に上がる方もいらっしゃいます。その方々について、残りの2割分をこちらで直接請求させていただいております。そちらの方々ですぐにお支払いいただけなかった分が、不納という形になっている部分であります。

●議長（藤本実）

高尾議員、よろしいでしょうか。

●14番議員（高尾貫）

はい。

●議長（藤本実）

他にございませんか。

『「質疑なし」の声』

●議長（藤本実）

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

『「討論なし」の声』

●議長（藤本実）

討論なしと認めます。よって、討論を終結し、採決いたします。

認定第2号「令和3年度山梨県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに、賛成の議員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって「認定第2号」は、原案のとおり認定されました。

【日程第6 発委第1号】

●議長（藤本実）

次に、日程第6 発委第1号「山梨県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。議会運営委員会委員長 渡辺利彦議員。

●議会運営委員会委員長（渡辺利彦）

発委第1号「山梨県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則について」、提案理由の説明を申し上げます。

山梨県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則を地方自治法第

109条第6項の規定により提出する。令和4年10月27日提出。提出者 山梨県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会 委員長 渡辺利彦。

提案理由といたしましては、多様な人材の議会への参画を促進するための環境整備を図る観点から、本会議や委員会への欠席事由として出産、育児、看護、介護等を明文化するとともに、出産における産前・産後期間にも配慮した規定の整備を図る。また、会議録の配布を紙ではなくデータでの配布を可能とするとともに、行政手続等において原則として押印を廃止する国の動向を踏まえ、会議規則の押印等の見直しを行うため、所要の改正を行うものであります。改め文につきましては、16ページ、新旧対照表につきましては、17ページにお示しのとおりであります。

以上であります。よろしくお願ひいたします。

●議長（藤本実）

これより、発委第1号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「質疑なし」の声』

●議長（藤本実）

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

『「討論なし」の声』

●議長（藤本実）

討論なしと認めます。よって、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。発委第1号「山梨県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって「発委第1号」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第7 発委第2号】

●議長（藤本実）

次に、日程第7 発委第2号「山梨県後期高齢者医療広域連合長専決処分事項の指定の一部改正について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。議会運営委員会委員長 渡辺利彦議員。

●議会運営委員会委員長（渡辺利彦）

発委第2号「山梨県後期高齢者医療広域連合長専決処分事項の指定の一部改正について」、提案理由の説明を申し上げます。

山梨県後期高齢者医療広域連合長専決処分事項の指定の一部改正について、地方自治法第109条第6項の規定により、提出する。令和4年10月27日提出。提出者 山梨県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会 委員長 渡辺利彦。

提案理由といたしましては、広域連合長専決処分事項については、地方自治法第180条第1項において「議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、長において専決処分することができる」とされており、現在、当広域連合では、「1件30万円以下の交通事故にかかわる和解及び損害賠償の額を定めること」のみと指定されている。この指定は、広域連合職員の交通事故に対応する内容となっている。一方、全国の他広域連合及び普通地方公共団体においては、運営に関する効率性を目的とし、少額の訴訟については議会の議決を待たず、長の専決により迅速に対応できるよう、「訴えの提起及び調停に関すること」の項目を設けている。

そこで、当広域連合においても「訴えの提起及び調停に関すること」を加えるとともに、その目的の価格については「1件100万円以下」へ改正を行うものであります。改め文につきましては、20ページ、新旧対照表につきましては、21ページにお示しのとおりであります。以上であります。よろしくお願ひいたします。

●議長（藤本実）

これより、発委第2号の質疑を行います。質疑ございませんか。
『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（藤本実）

18番小林議員。

●18番議員（小林和良）

教えていただきたいのですが、1件30万円以下が専決処分となっておりますが、現実的に30万円以下の手続きは多いのでしょうか。また、今回専決処分することができる金額を100万円以下としています。全国的にはどの程度の高額が多いのか教えてください。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（藤本実）

尾形事務局長。

○事務局長（尾形武徳）

事務の実情についての質疑のため、事務局においてお答えします。現在の専決処分事項の指定につきましては、職員の交通事故を対象にしたものでございますが、これまで専決処分したことはございません。全国の状況としましては、一番高額なところは1,000万円ほどとなっておりますが、100万円程度のところが多数となっております。100万円の根拠につきましては、当広域連合の予備費を100万円と定めておりますので、この金額としております。以上です。

●議長（藤本実）

小林議員、よろしいでしょうか。

●18番議員（小林和良）

はい。

●議長（藤本実）

その他ございませんか。

『「質疑なし」の声』

●議長（藤本実）

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。
『「討論なし」の声』

●議長（藤本実）

討論なしと認めます。よって、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。発委第2号「山梨県後期高齢者医療広域連合長専決処分事項の指定の一部改正について」は、原案のとおり可決することに、賛成の議員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって「発委第2号」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第8 議案第9号】

●議長（藤本実）

次に、日程第8 議案第9号「令和4年度山梨県後期高齢者医療広域連合 一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（藤本実）

尾形事務局長。

○事務局長(尾形武徳)

議案第9号「令和4年度山梨県後期高齢者医療広域連合 一般会計補正予算(第2号)について」であります。歳入歳出それぞれ、補正予算額は3,744万4千円の追加であります。内容につきましては、越山事務局次長よりご説明申し上げます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(藤本実)

越山事務局長。

○事務局次長(越山茂樹)

それでは、令和4年度山梨県後期高齢者医療広域連合 一般会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。議案書の23ページをお開きください。

令和4年度一般会計歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,744万4千円を追加し、それぞれ5億6,441万9千円とするものです。

お手元の資料3 令和3年度補正予算説明書をご用意ください。6～7ページをお開きください。歳入 3款 繰入金・2項 特別会計繰入金・1目 特別会計繰入金を18万7千円増額し、18万7千円とするものです。これは、本年度、保健事業と介護予防の一体的実施に必要な、保健師増員に伴う特別会計に歳入される国庫補助金のうち、一般会計での支出に充てる分を特別会計より繰入れるものです。次に4款・1項 1目 繰越金を3,725万7千円増額し、3,725万8千円とするものです。これは、令和3年度の決算による剰余金が3,725万8,050円となるため、これを予算に反映したものです。

次に歳出についてご説明いたします。8～9ページをお開きください。2款 総務費・1項 総務管理費・1目 一般管理費を113万7千円増額し、1億7,384万7,000円とするものです。これは、前述の保健師増員に伴う機械機器借上げ及びシステムリース料の増額と職員の時間外勤務手当の増額であります。つづきまして3款 民生費・1項 社会福祉費・1目 老人福祉費を3万5千円増額し、3億5,179万7千円とするものです。これは会計年度職員の入替に伴う通勤手当の増額分を特別会計に繰出すものです。つづきまして4款 諸支出金・1項 基金費・1目 財政調整基金費を3,627万2千円増額し、3,627万6千円とするものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

●議長(藤本実)

事務局の説明が、終わりました。ただいまから、議案第9号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「質疑なし」の声』

●議長(藤本実)

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

『「討論なし」の声』

●議長(藤本実)

討論なしと認めます。よって、討論を終結し、採決いたします。

議案第9号「令和4年度山梨県後期高齢者医療広域連合 一般会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり可決することに、賛成の議員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって「議案第9号」は、原案のとおり可決されました。

【日程第9 議案第10号】

●議長(藤本実)

次に、日程第9 議案第10号「令和4年度山梨県後期高齢者医療広域連合 後期高

齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（藤本実）

尾形事務局長。

○事務局長（尾形武徳）

議案第10号「令和4年度山梨県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」についてであります。歳入歳出それぞれ、補正予算額は、20億744万5千円の追加であります。内容につきましては、金子業務課長よりご説明申し上げます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（藤本実）

金子業務課長。

○業務課長（金子智奈美）

続きまして、議案第10号 令和4年度山梨県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、議案の29～33ページになりますが、説明につきましては資料3 補正予算説明書の事項別明細書で説明させていただきます。16・17ページをご覧ください。

令和4年度特別会計歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ20億744万5千円を追加し、それぞれ1,092億8,683万6千円とするものです。補正は、国等の内示通知、提出実績と過年度の伸びを今年度当てはめて見込んだ内容となっております。

歳入からご説明いたします。2款 国庫支出金・2項 国庫補助金・1目・1節 調整交付金219万7千円の増額は、保健事業に関する交付金の増額となります。4款・1項 支払基金交付金・1目 後期高齢者交付金・1節 現年度分△5億317万7千円は、前年度実績の精算で多く交付されたため、今年度歳入する金額から差し引かれることによる減額補正です。7款 繰入金・1項・1目 一般会計繰入金・1節 事務費繰入金3万5千円の増額は、会計年度任用職員の費用弁償の財源分を一般会計より繰り入れるものです。8款・1項・1目・1節 繰越金25億839万円は、令和3年度決算剰余金の繰越しのための補正です。

18・19ページをお開きください。歳出についてご説明いたします。1款 総務費 1項 総務管理費・1目 一般管理費の1節 報酬、4節 共済費、8節 旅費、13節 使用料及び賃借料の合計157万5千円は、保健事業と介護予防の一体的実施に関し、市町村等との連携、調整に対応する保健師を1名雇用するための経費として154万円。すでに雇用している会計年度任用職員の費用弁償の不足分として3万5千円となっております。次に2款 保険給付費・1項 療養諸費・1目 療養給付費は財源更正となります。2目 訪問看護療養費4,722万9千円は、これまでの実績の伸びに基づく見込額による増額補正です。20ページ 4目 移送費から、22ページ 2項 高額療養諸費・2目 高額介護合算療養費までは財源更正です。3項 その他医療給付費・1目 葬祭費3,775万円は、これまでの実績の伸びに基づく見込額による増額補正です。4款 保健事業費・1項 健康保持増進事業費・2目 その他健康保持増進費47万円は、健康づくり教室の開催回数増加による補助金の増額補正です。5款・1項 基金積立金・1目 後期高齢者医療給付基金積立金、2億8,346万3千円は、令和3年度決算剰余金の一部を積み立てるものです。2目 保健事業等支援基金積立金4,553万1千円は、前年度財政調整交付金のうち保険者インセンティブ分の決算剰余金の積み立てとなります。

24・25ページをお開きください。7款 諸支出金・1項 償還金及び還付加算金 2目 償還金15億9,124万円は、国庫支出金、県支出金の前年度精算による超過額等に対する償還金となります。2項 繰出金、1目 一般会計繰出金18万7千円は、保健師1名増員用のパソコンリース料として一般会計へ繰り出すものです。説明は以上です。よろしくお願ひします。

●議長（藤本実）

事務局の説明が終わりました。これより、議案第10号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（藤本実）

11番遠藤議員。

●11番議員（遠藤美智子）

特別会計が約20億円の補正ということですが、2025年度に団塊の世代の方々が高齢者になるということで、年々医療費、また事務費も増大しているとご説明いただきました。また、連合長の挨拶でも保健事業と介護予防の一体的事業の実施についてお話しいただきましたが、令和3年度は笛吹市と甲州市で実施され、令和4年度には8市町村が実施をされたということですが、教えていただきたいのは8市町村がどこの市町村であるかということ。また、もう一点、保健事業と介護予防の一体的事業ですが、具体的にどのような事業なのか教えていただきたいです。

●議長（藤本実）

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後3時13分

再開 午後3時18分

●議長（藤本実）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（藤本実）

金子業務課長。

○業務課長（金子智奈美）

令和4年度実施の8市町についてお答えいたします。甲府市・富士吉田市・山梨市・南アルプス市・北杜市・中央市・早川町・富士河口湖町の8市町が今年度取り組んでおります。もう一点、一体的実施の事業内容についてですが、フレイルや重症化予防というところで各市町村取り組んでいただいているところがございます。広域連合としましては、それ以外に糖尿病性腎症重症化予防受診勧奨事業、生活習慣病重症化予防受診勧奨事業等を行っております。

●議長（藤本実）

遠藤議員、よろしいでしょうか。

●11番議員（遠藤美智子）

ありがとうございます。

●議長（藤本実）

他にございませんか。

『「質疑なし」の声』

●議長（藤本実）

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

『「討論なし」の声』

●議長（藤本実）

討論なしと認めます。よって、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第10号「令和4年度山梨県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり認定することに、賛成の議員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって「議案第10号」は、原案のとおり可決されました。

【条項、字句等の整理】

●議長（藤本実）

これをもちまして、本定例会に付されました議案の審査は、すべて終了いたしました。本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句、その他整理を要するものについては、議会会議規則 第43条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。

お諮りいたします。これに、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声あり』

●議長（藤本実）

異議なしと認めます。よって、本定例会において議決されました、各案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

【閉会】

●議長（藤本実）

山梨県後期高齢者医療広域連合の定例会は、議員各位、並びに当局のご協力をいただき、全日程を無事終了することができました。心より感謝申し上げます。

以上をもちまして、「令和4年第2回山梨県後期高齢者医療広域連合議会 定例会」を閉会といたします。ご苦労さまでした。

閉会 午後3時22分

地方自治法第123条の規定により署名する。

議会議長 藤 本 実

署名議員 土 屋 裕 紀

署名議員 田 中 博 愛